

給 与 勧 告 に 当 た っ て

もちき かずしげ
持木 一茂 石川県人事委員会委員長談話
(令和7年10月17日)

本日、本委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与について勧告いたしました。

本委員会は、人事院と共同で県内の民間企業における給与の実態を調査し、民間給与と職員給与を比較した上で給与勧告を行っております。

本年、人事院が官民給与の比較方法を見直したことを踏まえ、本委員会も、比較対象企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に見直すこととしました。

これにより、民間給与は、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加するなど、賃金の引上げを図る動きが見られ、月例給及びボーナスともに職員給与を上回っていることが認められました。

月例給については、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全年齢層を対象に給料月額を引き上げるとともに、期末・勤勉手当（ボーナス）についても、0.05月分の引上げを行うことが適切であると判断しました。

職員の給与その他の勤務条件に関する勧告は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に基づき行っているものであり、県民の理解と支持の下、職員の適正な処遇を確保し、本県行政運営の安定に寄与するものであります。

議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨に深いご理解をいただき、この勧告のとおりを実施されるよう要請いたします。

職員各位においては、能登半島地震や奥能登豪雨からの復旧・復興に向けた業務に加え、頻発する自然災害への対応をはじめとする様々な行政課題に対して全力で取り組んでいることに敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者たる自らの立場を自覚し、高い使命感をもって職務に精励することを期待します。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と内容についてご理解いただきたいと思います。